窓口に来られた方の本人確認に ご協力をお願いします

申請様式への押印廃止、なりすまし申請防止及び法令遵守の観点から、各種手続きの際に、来所者の本人確認をさせていただきます。また、本人確認の導入に伴い、申請書等の訂正権限についても、整理させていただきました。

つきましては、次のとおりの取扱いとさせていただきますので、お手数をおかけしますが、ご 理解とご協力をお願いします。

【対象となる手続】

建設業許可、経営事項審査、解体工事業登録、浄化槽工事業登録及び特例浄化槽工事業に係る申請及び届出

実施日 令和4年10月1日から

	来	所 者	本人確認資料(原本)	窓口での訂正
1	₼≢↓	代表者	①(下記参照)	認める
2	申請人	従業員・家族	①+②(下記参照)	認める
3	仁功 ⊉ 士	代理人	行政書士証票+委任状	認める
4	行政書士	代行者	行政書士証票(+委任状)	認めない
5	行政書士	代理申請 の場合	行政書士補助者証 十行政書士への委任状	認めない
6	補助者	代行申請 の場合	行政書士補助者証 (十行政書士への委任状)	認めない
7	その他	代行者	①(下記参照)	認めない

- ①来所者の本人確認ができるものとして、次のいずれか 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、特別永住証明書、在留カード、 公的機関が発行した免許証及び資格者証(顔写真あり)
- ②申請者と来所者の関係性が確認できるものとして、次のいずれか 社員証、健康保険証(所属が確認できるもの)、名刺(左記2つがない場合のみ)
- 本人確認できない場合は、申請を受理することはできません。
- 本人及び代理人以外の方は、窓口での訂正(軽微なものを除く)は認められません。
- 郵送申請の場合の取扱い等、その他詳細については、京都府ホームページに掲載しております ので、ご確認お願いします。

URL: https://www.pref.kyoto.jp/kensetugyo/

トップページ > インフラ > 公共事業・一般 > 公共事業 > 建設業法(建設業許可・経営事項審査)

等〉 新着情報

問い合わせ先 京都府建設交通部指導検査課建設業係 (O75-414-5222)